

洗浄・消毒業務委託仕様書
(健診センター)
済生会川口総合病院

洗浄・消毒業務委託仕様書

1. 契約名 : 健診センター内視鏡器材洗浄・消毒業務委託
2. 履行期間 : 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで
＜業務委託に係る長期継続契約における業務履行期限の設定について＞
当該業務委託に係る長期継続契約において、契約期間は1年であるが、当事者(委託者又は受託者のいずれか)から更新しない旨の申出がなかったときは、さらに1年間、契約を更新するものとする。(更新は2回を限度とする。)
3. 履行場所 : 済生会川口総合病院 健診センター
4. 病院概要(済生会川口総合病院)
 - (1) 健診センター概要
 - ①令和6年度 健診受診者 28,841名(うち人間ドック受診者 16,687名)
 - ②内視鏡室 3室
 - ③内視鏡件数 36件/日 見込
5. 受託基本条件
 - (1) 業務責任者
業務の円滑な運営及び業務に係る従業員(以下、「従業員」という。)の労務管理・教育研修・健康管理等を総括するために、手術室業務の実務経験3年以上有する者を、業務責任者として院内に常時配置すること。
業務責任者は、業務に係る必要な事項について、随時病院と協議するとともに、病院から指示のあった事項について適切に対処すること。
 - (2) 従業員
業務を円滑に行うために必要な技術、知識(機器の操作、機器の一時的な保守点検及び故障時の対応方法、洗浄・消毒の意義と効果、主な感染症の予防策等)を有する適正な人員を従業員として病院内に配置し、業務内容を円滑に実施すること。
 - (3) バックアップ体制
災害対策及び、院内設備の故障時等にバックアップを行える体制を整備していること。
尚、健診センター内視鏡洗浄室の洗浄装置の故障時は、本館内視鏡センターと連携を取り、バックアップ体制をとることとする。
 - (4) その他
従業員は、業務を実施するに適した服装及び名札を着用しなければならない。
なお、ユニフォーム・シューズを準備すること。

6. 安全確保、事故防止及び設備・備品等の破損紛失等の対応

受託者は、業務の実施にあたり安全確保に十分留意し、事故防止に努めるとともに受託者の責に帰すべき事由により発生した事故に係る一切の責任を負うものとする。また、事故及び設備・備品等を破損等の事態が生じた（または発見した）場合には、ただちに病院に連絡するとともに、早急に適切な措置を講じるものとする。

7. 災害訓練への参加

受託者は、病院が実施する災害訓練、その他病院の管理運営上必要な事業について病院と協議のうえ、これに参加するものとする。

8. 守秘義務

受託者及び受託者の従業員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除または契約期間満了後においても同様とする。

9. 重点事項

- (1) CDCガイドラインに準じた方法であること。
- (2) 従業員は血液・体液由来病原体対策の教育を受けていること。
- (3) 従業員は手術室における清浄度、陽陰圧の知識があること。
- (4) 従業員は院内感染に関する基本的な知識である「スタンダードプリコーション」「感染経路別予防策」の教育を受けていること。
- (5) 従業員は病院で決められたゾーニングの知識があること。
- (6) 使用薬液

院内規定の処理方法に準じた薬液を使用すること。

10. 教育体制

院内感染防止及び業務を実施する為に必要となる知識の教育スケジュールを提出し了承を得ること。また教育を実施した記録についても提出し了承を得ること。

11. 業務時間

(1)業務時間

月曜日～金曜日 午前 8：30 ～ 13：00

(2)実施件数

内視鏡件数 36 件／日見込に基づいた人員配置となっているため、検査終了時間により若干の終了時間の変動あり。

12. 休日

土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始

13. 災害時対応

近隣に居住する従業員は連絡を受けた後、徒歩又は交通機関を利用し、病院へ早急に出勤し指示を受けること。

14. 業務範囲及び業務内容

安全性・品質管理・資源保全の管理及び効率・経済性を求めた委託とすることを前提に、業務内容を以下の通り定める。

（１）器材受付業務

病院は検査に使用したファイバースコープおよび検査用処置具、その他備品類を専

用の回収容器に収納の上、受託者に回収を依頼する。病院はこの時、回収容器内に危険

物が入らないよう注意することとする。

（２）仕分け業務

受託者は回収した使用済み器材を器材別および洗浄方法別に仕分けする。

また、この際に洗浄記録用紙に回収器材の内容を記載する。

（３）洗浄業務

①ファイバースコープの洗浄

1)ファイバースコープに付属の送気・送水ボタン、吸引ボタン及び鉗子栓を確認、取り外しを行う。

2)ファイバースコープ本体に変形や傷などが無いことを確認する。

3)ファイバースコープは専用シンクにて外表面及び吸引チャンネル、鉗子チャンネルをブラッシングする。

4)ファイバースコープ及び付属部品を洗浄装置に積載し、漏水検知および自動洗浄・消毒を行う。

5)洗浄装置の運転終了後、ファイバースコープ外表面の水分をクロスで拭き上げ、管路内及び付属部品は中材に持っていきエアガンにて水分を飛ばす。

②処置具（鉗子類）

検査用鉗子類は原則としてシングルユースとする。

鉗子類のリユースが発生した場合は、別途病院受託者協議の上、業務量によって契約

内容の見直しを行うこととする。

③その他

鑷子、カップ、膿盆等の各種備品類は酵素系洗浄剤を使用した用手洗浄を行う。
洗浄後は乾燥機を使用して乾燥させる。

(4) 準備業務

①ファイバースコープの準備

洗浄済みのファイバースコープに送気・送水ボタン、吸引ボタン及び鉗子栓を取り付けて、各検査室からの供給依頼に備える。

②その他器材の準備

各検査室に常時配置するよう定められた器材について、検査開始前までに準備をする。

(5) 保管管理業務

ファイバースコープ及びその他備品類の在庫については、所定の位置に収納・保管を行う。

また、洗浄室内でのみ使用する消耗品についても、受託者の従業員が SPD カードまた

は院内請求伝票にて発注管理を行うものとする。この際の出注は健診センター内視鏡部門として病院の担当者を通して一括で行うものとする。

(6) 設備保守管理業務

洗浄装置の保守管理について以下の内容を受託者が行うものとする。

①始業時点検

- 1) 洗浄装置の起動操作
- 2) 給水バルブの開栓
- 3) 洗浄液及び消毒液の残量確認
- 4) 管路詰まり点検

②終業時点検

- 1) メッシュフィルター等の清掃
- 2) 洗浄槽内の拭き上げ
- 3) 給水バルブの閉栓

③定期点検

- 1) 洗浄液・消毒液の交換（適宜）
- 2) 高レベル消毒剤の濃度チェック（1回/日）

尚、洗浄装置の保守管理について下記の内容については病院の担当者によって行うものとする。

- 3) 全管路消毒
- 4) 水フィルター及び臭気フィルターの交換

(7) 報告

受託者は業務内容について、病院の担当者に対して定められた文書（業務日報）を以て、
原則として週 3 回（月曜日・水曜日・金曜日）の報告をすることとする。